

令和6(2024)年度「本物の出会い 栃木」首都圏観光PR企画運営業務委託仕様書

本仕様書は、「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会（以下「甲」という。）が発注する「本物の出会い 栃木」首都圏イベント等実施業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和6(2024)年度「本物の出会い 栃木」首都圏観光PR企画運営業務

2 業務の目的

本事業においてはリアルな観光PRを複数会場で複数回実施し、デジタルでは発信できない情報（触感、味覚、旅行者と受け入れ側間のコミュニケーション等）に触れる機会を提供し、本事業のターゲットに対して栃木県の露出を高め、栃木旅行への関心を持ってもらうことを目的とする。

なお、本県が実施する観光動態調査によると、2019年に宿泊旅行で本県を訪れた旅行者の居住地割合は東京都、埼玉、茨城の順に高かったことから、本事業のターゲットを首都圏在住者とする。

3 委託料

8,238,999円（消費税及び地方消費税込み）を上限とする。

4 委託期間

契約締結した日から令和7(2025)年3月31日(月)まで

5 委託内容

(1) イベント概要

首都圏在住者が来場する場所（3か所程度）を会場とし、それぞれ委託期間内に複数回（2～4回）観光PRイベントを実施すること。実施に当たっては、会場ごとに毎回異なるテーマを設定し、そのテーマに訴求した体験型コンテンツを1点以上盛り込むこと。また、協議会会員等がこのテーマにあった観光PR・出店ができるブースを複数設置すること。

(2) 委託業務内容

ア イベント企画提案

(ア) 日時・会場選定

- ・日時及び会場への来場者数をあらかじめ想定して提示し、その想定来場へのPRを実施するための企画提案を行うこと。なお、来場者数はより多い方が望ましい。
- ・5(1)イの会場選定にあたっては、本県への宿泊実績のある下記3都県のうち、人口が多くより多くの来場者が見込める地域を参考に選定すること。
 - ・東京都：23区内の主要駅周辺施設
 - ・埼玉県：さいたま市内の主要駅構内もしくは周辺施設
 - ・茨城県：つくば市内の施設

(イ) 企画

- ・本県の観光や物産などの魅力をターゲットに十分に伝えるとともに、集客や情報発信の観

点から効果的な企画を提案し、遂行すること。

- ・各回ともその季節等に関するテーマをひとつ設定し、そのテーマに沿った体験ブースの設置や出店者の選定等の企画を行うこと。

＜テーマ及び体験ブースの例＞

春季	夏季	秋季	冬季	その他
・花（栃木の花の香りサンプル、 ・花見情報のリーフレット作成） 等	・涼（氷、水遊び） ・夏祭り（盆踊り、お囃子実演） 等	・紅葉（ライブビューイング） ・温泉（手湯・足湯） 等	・いちご（簡易いちご狩り） ・冬スポーツ（人工降雪） 等	・伝統工芸（竹細工等）体験教室・講師招へい ・特産品販売・試食・試飲 等

- ・栃木の魅力を体験できるブースの設置・運営のほか、テーマに関する栃木の観光情報やノベルティ配布等、来場者の満足度の向上の仕組みを工夫すること。
- ・多くの来場者を引き付け、会場に立ち寄ってもらうための工夫を施すこと。なお、本県のマスコットキャラクター「とちまるくん」の着ぐるみを使用することができる。

（ウ）調整

- ・会場予約を含め、当該イベント開催に係る調整の一切を行うこと。
- ・イベント出店者の選定にあたり、原則「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会の会員を優先することとし、出店の応募が多数の場合、全ての開催回数において公平になるよう調整すること。

イ イベントの運営

（ア）本番運営

- ・十分な人員を配置し、来場者や出展者に対し、会場内の安全確保に努めること。
- ・甲と連携・協力し、円滑な運営に当たること。
- ・イベント期間中は、会場周辺の通行者等に会場への呼び込みを行うなど、来場者の確保に努めること。

（イ）準備・撤去

- ・綿密な計画と十分な人員の配置により、余裕を持って作業を行うこと。
- ・消防や食品衛生など必要な検査、手続に対し、適切に対応すること。
- ・イベントごとに、甲の指定する場所にて、事前にイベント内容の打合せや荷物の搬送を補助すること。
- ・イベントや観光PRの内容などの基本的な情報発信については、会場に来場する外国人観光客にも配慮すること。

（ウ）イベント全体について

- ・会場には常時責任者を配置し、イベント実施や来場者等の対応をすること。
- ・会場内の消防や盗難防止対策を行い、来場者及び出展者の安全確保を行うこと。
- ・甲や会場施設のSNSを活用した情報発信や会場施設での広告掲載等、イベントに関する効果事前告知を行うこと。

6 その他

- （1）乙は、各業務実施に関する責任者（以下「責任者」という。）を定め、書面により甲に報告しなけ

ればならない。責任者を変更した場合も同様とする。

- (2) 責任者は、企画立案、業務を実施する上で関係箇所との調整・交渉等、業務従事者の管理、指導を行い、業務の実施を統括すること。
- (3) 責任者は、甲との連絡を密に行い、遅延なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保、安全管理を行うこと。なお、本業務は栃木県および県内観光のPRを目的に行うものであるから、県のイメージ等を毀損することのないよう従事者を監督するものとする。
- (4) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。
- (5) 社会情勢の変化等により、本仕様書の内容に変更が必要となった場合は、委託者の指示を受けて対応すること。